

ぎふしんスウィングサービス規定

令和2年4月1日改定

1. 本サービスによる定期預金の自動作成は、振替指定日に普通預金口座から預金口座振替により取扱います。ただし、振替指定日が当金庫の休日にあたる場合は、翌営業日に取扱います。
2. 定期預金の作成は、振替指定日の前営業日の普通預金最終残高が振替ラインを超えた時に取扱います。ただし、振替ラインを超えた金額が振替単位に満たない場合は、お取扱いいたしません。
3. 振替金額は、振替ラインを超えた金額で振替単位の整数倍とします。その際、振替限度額の指定がある場合はその限度額までとします。
また、定期預金への振替は自動振替によりますが、振替時の普通預金残高が振替金額に満たない場合は、その範囲内で振替ます。
4. スウィングサービス口座の定期預金の期日が到来した場合は、定期性総合口座規定、定期預金共通規定および積立型定期預金規定にかかわらず期日継続時に予め指定された方法により定期預金に自動継続をいたします。
5. 預金口座振替による普通預金引落としならびに定期預金の解約は、定期性総合口座規定、定期預金共通規定および積立型定期預金規定にかかわらず通帳および所定の払出請求書の提出は不要とします。
6. このお取扱の有効期限は、ご依頼の日から1年間とします。お取扱期間の1ヵ月前までにお客様または当金庫から解約の意思表示がない時は、更に1年間延長することとし、以後も同様とします。
7. 規定の変更等
 - (1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
 - (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上